

改正

平成12年3月30日規則第5号

平成17年3月14日規則第14号

平成17年9月26日規則第59号

平成23年8月29日規則第27号

平成24年6月28日規則第37号

令和元年12月6日規則第14号

大船渡市排水設備工事指定店に関する規則

大船渡市排水設備工事指定店に関する規則（平成6年大船渡市規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大船渡市下水道条例（平成6年大船渡市条例第4号。以下「条例」という。）第8条に規定する排水設備工事指定店（以下「工事指定店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）排水設備等工事 条例第7条に規定する排水設備等の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。）をいう。
- （2）排水設備工事責任技術者 公益財団法人岩手県下水道公社が定める岩手県下水道公社排水設備工事責任技術者規則（以下「責任技術者規則」という。）に基づき登録された者（以下「責任技術者」という。）をいう。

（工事指定店の要件）

第3条 条例第8条に規定する工事指定店の指定を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件にも適合している工事業者とする。

- （1）責任技術者が1名以上専属していること。
- （2）工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- （3）岩手県内に営業所があること。
- （4）次に掲げるもののいずれにも該当していないこと。

ア 工事業者（法人にあっては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合

イ 工事業者（法人にあっては代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 工事業者が第10条第1項の規定により工事指定店の指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

オ 工事業者（法人にあっては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として工事指定店の指定を受けることはできない。

（指定の申請）

第4条 工事指定店の指定を受けようとする者は、排水設備工事指定店指定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）前条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2号）

（2）法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し、個人にあっては住民票の写し

（3）営業所の平面図、付近見取図及び写真

（4）専属する責任技術者の責任技術者証（責任技術者規則第15条第1項の排水設備工事責任技術者証をいう。以下同じ。）の写し及びその雇用関係を証する書類

（5）排水設備等工事の施工に必要な機械器具調書（様式第3号）

（工事指定店の指定）

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは工事指定店として指定し、排水設備工事指定店証（様式第4号。以下「工事指定店証」という。）を交付する。

2 工事指定店は、第10条第1項及び第2項の規定により指定を取り消され、又は指定の効力を一時停止されたときは、遅滞なく市長に工事指定店証を返納しなければならない。

(工事指定店の責務及び遵守事項)

第6条 工事指定店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い誠実に排水設備等工事を施工しなければならない。

2 工事指定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 工事指定店としての自己の名義を、他の業者に貸与してはならない。

(5) 工事は、条例第7条に規定する排水設備等工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。

(7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

(8) 災害等緊急時に、排水設備等の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、工事指定店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。

(継続指定)

第8条 工事指定店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き工事指定店としての指定を受けようとするときは、その有効期間満了の30日前までに排水設備工事指定店継続指定申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の添付書類については、第4条の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 工事指定店は、第3条の指定の要件を欠くに至ったとき又は工事指定店としての営業を廃止若しくは休止をしようとするときは、直ちに排水設備工事指定店指定辞退届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 工事指定店は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに排水設備工事指定店異動届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住所（所在地）又は電話番号に変更があったとき。

（指定の取消し又は一時停止）

第10条 市長は、工事指定店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 市長は、工事指定店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第6条第1項及び第2項の規定に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が工事指定店として不相当と認めたとき。

（責任技術者の責務）

第11条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備等工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たるとともに、当該排水設備工事等が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

（責任技術者証の提示）

第12条 責任技術者は、常に責任技術者証を携帯し、市長又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（指定等の公示）

第13条 市長は、工事指定店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 工事指定店を指定したとき。
- (2) 工事指定店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- (3) 第9条第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

（講習会）

第14条 市長は、工事指定店による排水設備等工事の適切な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて講習会を開催するものとする。

2 工事指定店又は責任技術者は、前項の講習会に出席しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の大船渡市排水設備工事指定店に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の大船渡市排水設備工事指定店に関する規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成12年3月30日規則第5号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本規則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月14日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月26日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年8月29日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月28日規則第37号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (令和元年12月6日規則第14号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。